議　案　目　次

（議案番号）	（案　　件）	（頁）
議案第106号	令和３年度盛岡市一般会計補正予算（第８号）	1
議案第107号	令和３年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第１号）	9
議案第108号	令和３年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計補正予算（第１号）	11
議案第109号	令和３年度盛岡市水道事業会計補正予算（第１号）	別冊
議案第110号	令和３年度盛岡市下水道事業会計補正予算（第１号）	別冊
議案第111号	令和３年度盛岡市病院事業会計補正予算（第２号）	別冊
議案第112号	盛岡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	14
議案第113号	盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	15
議案第114号	盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第115号	盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	17
議案第116号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	19
議案第117号	盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について	21
議案第118号	盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について	22
議案第119号	盛岡市スポーツ研修センター条例を廃止する条例について	23
議案第120号	盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について	24
議案第121号	盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について	25
議案第122号	盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について	26
議案第123号	盛岡市児童館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	28
議案第124号	盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	29
議案第125号	盛岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について	30
議案第126号	盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について	31
議案第127号	厨川地区活動センター，盛岡市立厨川児童センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について	32
議案第128号	盛岡市立東中野運動広場の管理を行う指定管理者の指定について	33
議案第129号	盛岡市立つなぎ多目的運動場の管理を行う指定管理者の指定について	34
議案第130号	もりおか町家物語館の管理を行う指定管理者の指定について	35
議案第131号	盛岡市余熱利用健康増進センターの管理を行う指定管理者の指定について	36
議案第132号	盛岡市立津志田老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について	37

議案第133号　盛岡市立大新児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……38
議案第134号　盛岡市立城西児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……39
議案第135号　盛岡市立土淵児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……40
議案第136号　原敬記念館及び盛岡市先人記念館の管理を行う指定管理者の指定について……41
議案第137号　湯沢地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……42
議案第138号　盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……43
議案第139号　損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて……44
議案第140号　損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて……45
議案第141号　和解について……46
議案第142号　市道の路線の認定，廃止及び変更について……47
議案第143号　岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議について……49
議案第144号　盛岡市教育委員会の委員の任命について……別紙

議案第106号

令和３年度盛岡市一般会計補正予算（第８号）

令和３年度盛岡市の一般会計補正予算（第８号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 701,350千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 125,106,699千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は，「第２表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加及び変更は，「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は，「第４表地方債補正」による。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		24, 706, 106	497, 840	25, 203, 946
	1 国庫負担金	17, 848, 520	267, 850	18, 116, 370
	2 国庫補助金	6, 793, 546	229, 990	7, 023, 536
17 県支出金		10, 316, 953	52, 632	10, 369, 585
	2 県補助金	2, 388, 321	52, 632	2, 440, 953
19 寄附金		225, 803	200, 000	425, 803
	1 寄附金	225, 803	200, 000	425, 803
20 繰入金		3, 104, 167	△55, 364	3, 048, 803
	1 特別会計繰入金	82, 266	1, 921	84, 187
	2 基金繰入金	3, 021, 901	△57, 285	2, 964, 616
22 諸収入		1, 692, 260	△7, 258	1, 685, 002
	3 貸付金元利収入	352, 929	△6, 200	346, 729
	6 雑入	1, 183, 845	△1, 058	1, 182, 787
23 市債		15, 447, 282	13, 500	15, 460, 782
	1 市債	15, 447, 282	13, 500	15, 460, 782
歳　入　合　計		124, 405, 349	701, 350	125, 106, 699

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		661,600	△5,105	656,495
	1 議会費	661,600	△5,105	656,495
2 総務費		14,412,394	△16,065	14,396,329
	1 総務管理費	12,350,704	△16,065	12,334,639
3 民生費		49,992,482	111,991	50,104,473
	1 社会福祉費	19,483,206	115,898	19,599,104
	2 児童福祉費	22,710,964	△3,907	22,707,057
4 衛生費		11,152,366	484,096	11,636,462
	1 保健衛生費	2,418,710	△78	2,418,632
	2 清掃費	4,260,289	△1,218	4,259,071
	3 保健所費	4,473,367	485,392	4,958,759
5 労働費		225,863	△3,240	222,623
	1 労働諸費	225,863	△3,240	222,623
6 農林費		2,706,669	△1,001	2,705,668
	1 農業費	2,287,363	△1,001	2,286,362
7 商工費		3,040,890	△75,619	2,965,271
	1 商工費	3,040,890	△75,619	2,965,271
8 土木費		15,297,483	228,668	15,526,151
	1 土木管理費	234,634	△103	234,531
	4 都市計画費	8,780,436	228,771	9,009,207
10 教育費		9,160,906	△22,375	9,138,531
	1 教育総務費	1,008,367	△672	1,007,695
	2 小学校費	4,010,259	△20,638	3,989,621
	3 中学校費	1,412,989	499	1,413,488
	4 高等学校費	700,863	102	700,965
	5 幼稚園費	110,030	△367	109,663

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
	6 社会教育費	1,722,843	△1,299	1,721,544
歳　出　合　計		124,405,349	701,350	125,106,699

第 2 表　繰越明許費

（単位　千円）

款	項	事　業　名	金　額
3 民　生　費	2 児童福祉費	児童館整備事業	76,811
8 土　木　費	4 都市計画費	公共交通利用促進対策事業	227,604

第 3 表　債務負担行為補正

（追　加）　　（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
本庁舎・愛宕町分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	45,569
保健所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	20,641
若園町分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	8,165
内丸分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	4,837
都南分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	8,921
玉山分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	11,751
クリーンセンター建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	5,337
就業改善センター等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	4,237
都南図書館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	9,049
中央公民館等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	9,285
松園地区公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	9,004
上田公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	8,493
西部公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	5,851
玉山地区公民館等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	2,233

（単位　千円）

事　　項	期　間	限　度　額
遺跡の学び館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	5,431
本庁舎等警備業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	37,134
保健所警備業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	5,513
都南分庁舎警備業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	8,954
玉山分庁舎警備業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	17,236
就業改善センター等警備業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	3,788
上田公民館警備業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	3,024
玉山地区公民館等警備業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	3,788
史跡盛岡城跡三ノ丸北西部石垣修復工事に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和６年度	650,000

（変　更）

（単位　千円）

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限　度　額	期　間	限　度　額
田沢湖線（仮称）前潟駅整備事業に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	４億 5,541万円に物価変動等による増減額を加算した額	自　令和３年度 至　令和５年度	４億 8,266万円に物価変動等による増減額を加算した額

第４表　地方債補正

（単位　千円）

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公園整備事業債	94,200	107,700	借入先　財務省，銀行及びその他 借入方法　証書借入又は証券発行 借入時期　令和３年度 ただし，財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 （ただし，利率見直し方法で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし，財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し，又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
計	15,447,282	15,460,782			

議案第107号

令和３年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第１号）

令和３年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第１号）は，次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第１条　債務負担行為の追加は，「第１表債務負担行為補正」による。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第 1 表　債務負担行為補正

（追　加）　　（単位　千円）

事　　項	期　間	限　度　額
中央卸売市場建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	11,994
中央卸売市場警備業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	24,158
中央卸売市場施設管理業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	81,109

議案第108号

令和３年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計補正予算（第１号）

令和３年度盛岡市の新産業等用地整備事業費特別会計補正予算（第１号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,569千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 167,574千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 財産収入		70,880	45,569	116,449
	1 財産売払収入	70,880	45,569	116,449
歳　入　合　計		122,005	45,569	167,574

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 新産業等用地整備事業費		119,652	45,569	165,221
	1 新産業等用地整備費	119,652	45,569	165,221
歳　出　合　計		122,005	45,569	167,574

議案第 109 号

令和３年度盛岡市水道事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和３年度盛岡市水道事業会計の補正予算（第１号）は，次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和３年度盛岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（補正前の額）	（補　正　額）	（　計　）
	収	入	
第１款　事　業　収　益	7,729,794千円	319千円	7,730,113千円
第３項　特　別　利　益	1千円	319千円	320千円

（債務負担行為）

第３条　予算第５条に定めた債務負担行為の追加及び変更は，次のとおりとする。

（追加）

事　　項	期　　間	限　度　額
浄水場等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担　（令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	12,100千円
上下水道局本庁舎等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担　（令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	10,800千円
新庄浄水場警備業務に必要とする経費についての債務負担　（令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	12,200千円

（変更）

事　　項	期　　間	限　度　額	
		補　正　前	補　正　後
杜の大橋配水幹線添架工事に必要とする経費についての債務負担　（令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和６年度	508,000千円	900,000千円

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

令和３年度盛岡市水道事業会計予算実施計画（補正第１号）

収益的収入及び支出

収　　入

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 事業収益			7,729,794	319	7,730,113	
	3 特別利益		1	319	320	
		2 その他特別利益	0	319	319	原子力損害賠償請求に係る和解金

令和３年度盛岡市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）　（補正第１号）

（令和３年４月１日から令和４年３月31日まで）

（単位　千円）

区分	補正前の額	補 正 額	計
1　業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	1,194,023	319	1,194,342
減価償却費	2,218,873	0	2,218,873
資産減耗費	213,000	0	213,000
引当金の増減額（△は減少）	114,136	0	114,136
長期前受金戻入額	△655,026	0	△655,026
受取利息及び受取配当金	△6,766	0	△6,766
支払利息	187,400	0	187,400
有形固定資産売却損益（△は益）	255	0	255
未収金の増減額（△は増加）	△305,564	57,256	△248,308
未払金の増減額（△は減少）	△747,284	△117,970	△865,254
たな卸資産の増減額（△は増加）	△48,272	0	△48,272
有価証券差益	△5	0	△5
小計	2,164,770	△60,395	2,104,375
利息及び配当金の受取額	6,766	0	6,766
利息の支払額	△187,400	0	△187,400
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,984,136	△60,395	1,923,741
2　投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△3,459,707	△943,028	△4,402,735
有形固定資産の売却による収入	4	0	4
無形固定資産の取得による支出	△146	0	△146
有価証券の取得による支出	△700,000	0	△700,000
工事負担金等による収入	429,009	59,275	488,284
国庫補助金等による収入	242,005	110,743	352,748
他会計からの負担金による収入	29,000	0	29,000
工事負担金等の返還による支出	△1,000	0	△1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,460,835	△773,010	△4,233,845
3　財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,412,177	0	△1,412,177
他会計からの出資による収入	70,971	57,000	127,971
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,341,206	57,000	△1,284,206
資金増減額（△は減少）	△2,817,905	△776,405	△3,594,310
資金期首残高	10,672,414	1,393,703	12,066,117
資金期末残高	7,854,509	617,298	8,471,807

債務負担行為に関する調書（補正第１号）

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期　間	金　額	期　間	金　額	出資金	国　庫補助金	損益勘定留保資金	その他
1 浄水場等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担（令和３年度分）	12,100			自 令和３年度 至 令和４年度	12,100				12,100
2 上下水道局本庁舎等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担（令和３年度分）	10,800			自 令和３年度 至 令和４年度	10,800				10,800
3 新庄浄水場警備業務に必要とする経費についての債務負担（令和３年度分）	12,200			自 令和３年度 至 令和４年度	12,200				12,200
4 杜の大橋配水幹線添架工事に必要とする経費についての債務負担（令和３年度分）	900,000			自 令和３年度 至 令和６年度	900,000	173,000		727,000	

令和３年度盛岡市水道事業予定貸借対照表（補正第１号）

（令和４年３月31日）

（単位　千円）

資　産　の　部

1　固定資産				
(1) 有形固定資産				
ア　土地		3,054,689		
イ　立木		16,465		
ウ　建物	4,239,850			
減価償却累計額	△ 2,101,132	2,138,718		
エ　建物附属設備	1,055,455			
減価償却累計額	△ 896,318	159,137		
オ　構築物	85,084,041			
減価償却累計額	△ 39,453,507	45,630,534		
カ　機械及び装置	15,342,109			
減価償却累計額	△ 11,431,884	3,910,225		
キ　車両運搬具	185,568			
減価償却累計額	△ 164,873	20,695		
ク　工具器具備品	363,526			
減価償却累計額	△ 266,603	96,923		
ケ　有形固定資産建設仮勘定		1,675,049		
有形固定資産合計			56,702,435	
(2) 無形固定資産				
ア　ダム使用権		663,964		
イ　電話加入権		3,013		
ウ　無形固定資産建設仮勘定		1,645,263		
無形固定資産合計			2,312,240	
(3) 投資				
ア　投資有価証券		4,699,985		
投資合計			4,699,985	
固定資産合計				63,714,660
2　流動資産				
(1) 現金預金			8,471,807	
(2) 未収金		987,478		
貸倒引当金		△ 11,153	976,325	
(3) 貯蔵品			115,169	
流動資産合計				9,563,301
資産合計				73,277,961

負　債　の　部

3　固定負債			
(1) 企業債			
ア　建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,247,063		
企業債合計		4,247,063	
(2) 引当金			
ア　退職給付引当金	1,083,753		
イ　修繕引当金	3,196,203		
引当金合計		4,279,956	
固定負債合計			8,527,019
4　流動負債			
(1) 企業債			
ア　建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,356,357		
企業債合計		1,356,357	
(2) 未払金		920,280	
(3) 引当金			
ア　賞与引当金	62,874		
イ　法定福利費引当金	12,613		
引当金合計		75,487	
(4) その他流動負債		463,491	
流動負債合計			2,815,615
5　繰延収益			
長期前受金		32,287,805	
収益化累計額		△ 16,488,177	
繰延収益合計			15,799,628
負債合計			27,142,262

資　本　の　部

6　資本金			36,769,478
7　剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア　国庫，県補助金	46,356		
イ　工事負担金	1,853,280		
ウ　受贈財産評価額	736,729		
エ　寄附金	160		
オ　その他資本剰余金	14,142		
資本剰余金合計		2,650,667	

(2) 利益剰余金			
ア　減債積立金	1, 356, 357		
イ　建設改良積立金	1, 324, 707		
ウ　災害対策準備金	340, 000		
エ　当年度未処分利益剰余金	3, 694, 490		
利益剰余金合計		6, 715, 554	
剰余金合計			9, 366, 221
資本合計			46, 135, 699
負債資本合計			73, 277, 961

注　　記

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア　有価証券の評価基準

満期保有目的の国債等は償却原価法（定額法）によっている。

イ　たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア　有形固定資産

量水器を除く資産　定額法によっている。

量水器　取替法によっている。

イ　無形固定資産　定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

ア　賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末手当及び奨励手当の支給並びに手当の支給に伴い発生する法定福利費の支払いに備えるため，当事業年度末における支給見込額に基づき，翌年度の支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上している。

イ　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため，毎事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額から他会計が負担すると見込まれる額を控除した額を計上している。

ウ　貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため，実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) その他会計に関する書類のための基本となる重要な事項

ア　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜き方式によっている。

2　予定貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計負担金見込額

予定貸借対照表に計上されている企業債（１年以内の償還予定のものも含む）のうち，企業債の償還に要する資金の一部を一般会計が負担すると見込まれる額は，24,187千円である。

3　その他の注記

(1) 新会計基準移行に係る経過措置

ア　修繕引当金に係る経過措置

平成26年３月31日以前に引き当てられたものについては，引き続き従前の例により取り崩すこととする。

議案第 110 号

令和３年度盛岡市下水道事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和３年度盛岡市下水道事業会計の補正予算（第１号）は，次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和３年度盛岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（補正前の額）	（補　正　額）	（　計　）
	収	入	
第１款　事　業　収　益	8,339,983千円	12,113千円	8,352,096千円
第３項　特　別　利　益	1千円	12,113千円	12,114千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中「2,917,334千円」を「2,916,286千円」に改め，資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（補正前の額）	（補　正　額）	（　計　）
	収	入	
第１款　資本的収入	2,378,564千円	63,152千円	2,441,716千円
第１項　企　業　債	1,285,300千円	32,100千円	1,317,400千円
第３項　補　助　金	429,440千円	31,052千円	460,492千円
	支	出	
第１款　資本的支出	5,295,898千円	62,104千円	5,358,002千円
第１項　建設改良費	2,298,544千円	62,104千円	2,360,648千円

（債務負担行為）

第４条　予算第５条に定めた債務負担行為の追加は，次のとおりとする。

事　　項	期　　間	限　度　額
下水道施設管理課建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担　（令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	3,000千円

（企業債）

第５条　予算第６条の表の起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公共下水道事業債	1,113,300千円	1,145,400千円	借入先　財務省，銀行その他 借入方法　証書借入又は証券発行 借入時期　令和３年度 ただし，財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 （ただし，利率見直し方式で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし，財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し，又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
合計	1,285,300千円	1,317,400千円			

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

令和３年度盛岡市下水道事業会計予算実施計画（補正第１号）

収　益　的　収　入　及　び　支　出

収　　入

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計	備　　考
1 事業収益			8,339,983	12,113	8,352,096	
	3 特別利益		1	12,113	12,114	
		2 その他特別利益	0	12,113	12,113	原子力損害賠償請求に係る和解金

資本的収入及び支出

収入

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資本的収入			2,378,564	63,152	2,441,716	
	1 企業債		1,285,300	32,100	1,317,400	
		1 建設企業債	1,285,300	32,100	1,317,400	公共下水道事業債
	3 補助金		429,440	31,052	460,492	
		1 国庫補助金	429,440	31,052	460,492	社会資本整備総合交付金

支出

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資本的支出			5,295,898	62,104	5,358,002	
	1 建設改良費		2,298,544	62,104	2,360,648	
		1 管渠施設費	1,931,089	88,104	2,019,193	委託料 △ 1,000 手数料 740 工事請負費 88,364
		2 ポンプ場施設費	182,625	△ 26,000	156,625	委託料 △ 26,000

令和３年度盛岡市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）　（補正第１号）

（令和３年４月１日から令和４年３月31日まで）

（単位　千円）

区分	補正前の額	補 正 額	計
１　業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	86,377	4,013	90,390
減価償却費	4,124,819	0	4,124,819
資産減耗費	7,000	0	7,000
引当金の増減額（△は減少）	14,960	0	14,960
長期前受金戻入額	△933,135	0	△933,135
受取利息及び受取配当金	△5	0	△5
支払利息	549,445	0	549,445
有形固定資産売却損益（△は益）	2	0	2
未収金の増減額（△は増加）	△22,779	119,683	96,904
未払金の増減額（△は減少）	△254,438	△384,543	△638,981
たな卸資産の増減額（△は増加）	△10,866	0	△10,866
小計	3,561,380	△260,847	3,300,533
利息及び配当金の受取額	5	0	5
利息の支払額	△549,445	0	△549,445
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,011,940	△260,847	2,751,093
２　投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△1,954,252	△1,105,132	△3,059,384
有形固定資産の売却による収入	1	0	1
無形固定資産の取得による支出	△157,429	0	△157,429
工事負担金等による収入	187,367	0	187,367
国庫補助金等による収入	370,399	458,698	829,097
他会計からの負担金による収入	457,720	0	457,720
補助金等の返還による支出	△3,550	0	△3,550
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,099,744	△646,434	△1,746,178
３　財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,285,300	557,600	1,842,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△2,713,826	0	△2,713,826
その他の企業債の償還による支出	△279,978	0	△279,978
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,708,504	557,600	△1,150,904
資金増減額（△は減少）	203,692	△349,681	△145,989
資金期首残高	4,204,801	585,617	4,790,418
資金期末残高	4,408,493	235,936	4,644,429

債務負担行為に関する調書（補正第１号）

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国　庫補助金	損益勘定留保資金	その他
1　下水道施設管理課建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担（令和３年度分）	3,000			自　令和３年度 至　令和４年度	3,000				3,000

令和３年度盛岡市下水道事業会計予定貸借対照表（補正第１号）

（令和４年３月31日）

（単位　千円）

資　産　の　部

1　固定資産				
(1) 有形固定資産				
ア　土地		1,914,233		
イ　立木		5,068		
ウ　建物	2,398,909			
減価償却累計額	△ 1,006,388	1,392,521		
エ　建物附属設備	180,554			
減価償却累計額	△ 74,165	106,389		
オ　構築物	154,312,345			
減価償却累計額	△ 59,998,107	94,314,238		
カ　機械及び装置	6,932,755			
減価償却累計額	△ 4,411,294	2,521,461		
キ　車両運搬具	66,739			
減価償却累計額	△ 41,179	25,560		
ク　工具器具備品	12,267			
減価償却累計額	△ 8,074	4,193		
ケ　有形固定資産建設仮勘定		194,559		
有形固定資産合計			100,478,222	
(2) 無形固定資産				
ア　地上権		1,379		
イ　電話加入権		72		
ウ　施設利用権		5,480,171		
無形固定資産合計			5,481,622	
(3) 投資				
ア　基金		30,000		
投資合計			30,000	
固定資産合計				105,989,844
2　流動資産				
(1) 現金預金			4,644,429	
(2) 未収金		806,858		
貸倒引当金		△ 61,300	745,558	
(3) 貯蔵品			20,066	
流動資産合計				5,410,053
資産合計				111,399,897

負　債　の　部

3　固定負債			
(1) 企業債			
ア　建設改良費等の財源に充てるための企業債	28,019,796		
イ　その他の企業債	323,050		
企業債合計		28,342,846	
(2) 引当金			
ア　退職給付引当金	252,907		
引当金合計		252,907	
固定負債合計			28,595,753
4　流動負債			
(1) 企業債			
ア　建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,639,048		
イ　その他の企業債	223,061		
企業債合計		2,862,109	
(2) 未払金		569,067	
(3) 引当金			
ア　賞与引当金	24,115		
イ　法定福利費引当金	4,855		
引当金合計		28,970	
(4) その他流動負債		5,984	
流動負債合計			3,466,130
5　繰延収益			
長期前受金		42,459,419	
収益化累計額		△ 18,299,844	
繰延収益合計			24,159,575
負債合計			56,221,458

資　本　の　部

6　資本金			51,672,564
7　剰余金			
(1) 資本剰余金			
ア　国庫，県補助金	8,905		
イ　受益者負担金及び分担金	300		
ウ　受贈財産評価額	108,750		
エ　その他資本剰余金	259,156		
資本剰余金合計		377,111	

(2) 利益剰余金			
ア　減債積立金	3,038,374		
イ　当年度未処分利益剰余金	90,390		
利益剰余金合計		3,128,764	
剰余金合計			3,505,875
資本合計			55,178,439
負債資本合計			111,399,897

注　　記

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア　たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

ア　賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末手当及び奨励手当の支給並びに手当の支給に伴い発生する法定福利費の支払いに備えるため，当事業年度末における支給見込額に基づき，翌年度の支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上している。

イ　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため，毎事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額から他会計が負担すると見込まれる額を控除した額を計上している。

ウ　貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため，実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) その他会計に関する書類のための基本となる重要な事項

ア　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜き方式によっている。

2　予定貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計負担金見込額

予定貸借対照表に計上されている企業債（1年以内の償還予定のものも含む）のうち，企業債の償還に要する資金の一部を一般会計が負担すると見込まれる額は，16,694,650千円である。

議案第 111 号

令和３年度盛岡市病院事業会計補正予算　（第２号）

（総則）

第１条　令和３年度盛岡市病院事業会計の補正予算（第２号）は，次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
盛岡市立病院建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	42,994 千円
盛岡市立病院警備業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	12,560 千円
盛岡市立病院中央監視及びボイラー運転業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	自　令和３年度 至　令和４年度	51,794 千円

令和３年12月３日提出

盛　岡　市　長　　谷　藤　裕　明

債務負担行為に関する調書（補正分）

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	国　庫補助金	損益勘定留保資金	その他
1 盛岡市立病院建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	42,994			自 令和３年度 至 令和４年度	42,994				42,994
2 盛岡市立病院警備業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	12,560			自 令和３年度 至 令和４年度	12,560				12,560
3 盛岡市立病院中央監視及びボイラー運転業務に必要とする経費についての債務負担 （令和３年度分）	51,794			自 令和３年度 至 令和４年度	51,794				51,794

議案第112号

盛岡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第２条中「なつた者は，任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を「なった者は」に，「に署名押印して」を「を任命権者に提出して」に，「行つて」を「行って」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

職員の服務の宣誓の実施方法を改めようとするものである。

議案第113号

盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

盛岡市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第４条中第４項を削り，第５項を第４項とし，第６項を第５項とする。

第７条第５項中「記載し，提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

審査申出書への押印並びに口述書への署名及び押印を不要としようとするものである。

議案第114号

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第１条中「条例は，」の次に「復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の」を加え，「法」を「旧法」に，「（以下」を「（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第 112号）第12条の２第１項に規定するものを含む。以下」に改める。

第２条中「東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和３年総務省令第32号）第７条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に改め，「。以下「令」という。」を削り，「当該事業」を「事業」に，「法」を「旧法」に，「令第１条第１号」を「同号」に，「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に，「以後において」を「から令和３年３月31日まで（当該対象施設等が，離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令附則第７条第２項に規定する旧特定機械装置等又は同項に規定する旧開発研究用資産である場合にあっては，令和３年４月１日から令和６年３月31日まで）の間に」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第 122号）等の改正に伴い，固定資産税の課税免除の対象とする家屋等の取得の期間を定めるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第115号

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

盛岡市道路占用料徴収条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「

政令第７条第９号に掲げる施設	建築物	占用面積１平方メートルにつき１年	Aに 0.016 て得た額
	その他のもの		Aに 0.012 て得た額

」を

「

政令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Aに 0.0 て得た額
	上空に設けるもの			Aに 0.0 て得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Aに 0.0 て得た額
		階数が２のもの		Aに 0.0 て得た額
		階数が３以上のもの		Aに0.01 得た額
	その他のもの			Aに 0.0 て得た額
政令第７条第９号に掲げる施設	建築物			Aに 0.0 て得た額
	その他のもの			Aに 0.0 て得た額

を乗じ

を乗じ」

16を乗じ

23を乗じ
05を乗じ
08を乗じ
を乗じて
33を乗じ
16を乗じ
12を乗じ

に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

国の例に準じ，道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する食事施設等に係る道路占用料の額を定めようとするものである。

議案第116号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表65の12の項中「第３項」を「第５項」に改め，同項の右欄第１号ア中「市長が別に定める者が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項各号（第３号及び第６号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第６条の２第５項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同条第５項に規定する住宅性能評価書若しくはその写し（以下この項において「住宅性能評価書」に，「 7,000円，住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項の評価書（設計された住宅に係るものに限る。以下この項において「設計住宅性能評価書」という。）の写しの提出がある場合にあっては１万 7,000円」を「， 7,000円」に改め，同号イ中「適合証」を「確認書」に改め，同号ウ(ｱ) 中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に，「１万 3,000円，設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては６万 1,000円」を「，１万 3,000円」に改め，同号ウ(ｲ) 中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に，「２万 3,000円，設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては９万 7,000円」を「，２万 3,000円」に改め，同号ウ(ｳ) 中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に，「３万 3,000円，設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては18万 1,000円」を「，３万 3,000円」に改め，同号ウ(ｴ) 中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に，「６万 1,000円，設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては30万 9,000円」を「，６万 1,000円」に改め，同号ウ(ｵ) 中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に，「10万 4,000円，設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては47万 5,000円」を「，10万 4,000円」に改め，同号ウ(ｶ) 中「以内」を「以内の」に，「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に，「17万 1,000円，設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては86万 4,000円」を「，17万 1,000円」に改め，同号ウ(ｷ) 中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に，「21万円，設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては 117万 7,000円」を「，21万円」に改め，同号ウ(ｸ) 中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に，「22万 4,000円，設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては 142万 4,000円」を「，22万 4,000円」に改め，同号エ中「適合証」を「確認書」に改める。

附　則

1　この条例は，令和４年２月20日から施行する。

2　改正後の盛岡市手数料条例別表65の12の項及び65の13の項の規定は，この条例の施行の日以後にされる住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第48号）第１条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第５条第１項から第５項まで又は第８条第１項に規定する認定の申請に対する審査の手数料について適用し，同日前にされた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項から第３項まで又は第８条第１項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については，なお従前の例による。

提案理由

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の改正に伴い，住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書等の提出があった場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額を定めようとするものである。

議案第117号

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について

盛岡市財政調整基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例

盛岡市財政調整基金条例（昭和40年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第４盛岡市新庄字貝田75番の１内の項及び盛岡市新庄字貝田75番の３の項を削る。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

市行造林契約が終了したことに伴う規定の整理をしようとするものである。

議案第118号

盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例（平成24年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第34条中「柵」を「自動運行補助施設，柵」に改める。

本則に次の１条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第45条　歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には，歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

２　前項に規定する部分には，歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは，歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において，必要があると認めるときは，当該場所に街灯，ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物，物件又は施設を設けるものとする。

３　歩行者利便増進道路（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第１項に規定する新設特定道路を除く。）は，盛岡市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を追加するとともに，歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定めようとするものである。

議案第119号

盛岡市スポーツ研修センター条例を廃止する条例について

盛岡市スポーツ研修センター条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市スポーツ研修センター条例を廃止する条例

盛岡市スポーツ研修センター条例（平成25年条例第29号）は，廃止する。

附　則

この条例は，令和４年４月１日から施行する。

提案理由

スポーツ研修センターを廃止しようとするものである。

議案第120号

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について

盛岡市生活改善センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例

盛岡市生活改善センター条例（昭和49年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第２条の表盛岡市砂子沢生活改善センターの項中「盛岡市砂子沢第10地割７番地１」を「盛岡市砂子沢第10地割65番地」に改める。

別表中「

研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
談話室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円

」を「

研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円

」に改める。

附　則

この条例は，令和３年12月24日から施行する。

提案理由

盛岡市砂子沢生活改善センターの移転新築に伴い，当該施設の位置を改めるとともに，談話室を廃止しようとするものである。

議案第121号

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

盛岡市中央卸売市場業務規程（昭和46年条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「令和４年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

施設使用料の額の軽減措置の期間を延長しようとするものである。

議案第 122 号

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第４章　雑則（第53条）
附則」に改める。

第５条第２項から第５項までを削る。

第38条第２項を削る。

本則に次の１章を加える。

第４章　雑則

（電磁的記録等）

第53条　特定教育・保育施設等は，記録，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては，当該書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2　特定教育・保育施設等は，この条例の規定による書面等の交付については，当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には，当該書面等の交付に代えて，当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と，教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し，教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法

(2) 磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は，教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定教育・保育施設等は，第２項の規定により教育・保育給付認定保護者に対して記載事項を提供しようとするときは，あらかじめ，その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第２項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5　前３項の規定は，この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において，第２項中「による書面等の交付」とあるのは「による同意（以下この条において単に「同意」という。）のうち書面等によるもの」と，「の交付に代えて，当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を」とあるのは「による同意に代えて，」と，「提供する」とあるのは「同意を得る」と，同項第１号イ及び第２号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と，同号中「交付する」とあるのは「受領する」と，第３項中「前項各号」とあるのは「第５項において準用する前項各号」と，前項中「第２項の」とあるのは「次項において準用する第２項の」と，「に対して記載事項を提供しよう」とあるのは「から同意を得よう」と，同項第１号中「第２項各号」とあるのは「次項において準用する第２項各号」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設等の事業において，書面等に代えて電磁的記録又は電磁的方法により行うことができるものを定めようとするものである。

議案第123号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例（令和３年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則中「は，令和４年４月１日」を「中第２条第１項の表盛岡市立大新児童館の項の改正規定は令和４年４月１日から，同表に１項を加える改正規定は同年６月13日」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

盛岡市立見前北児童センターを設置する日を変更しようとするものである。

議案第124号

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

盛岡市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

盛岡市国民健康保険条例（昭和34年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「40万 4,000円」を「40万 8,000円」に改める。

附　則

1　この条例は，令和４年１月１日から施行する。

2　この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る盛岡市国民健康保険条例第３条第１項に規定する出産育児一時金の額については，なお従前の例による。

提案理由

出産育児一時金の額を改定しようとするものである。

議案第125号

盛岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について

盛岡市公衆浴場法施行条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

盛岡市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第73号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第26号中「12歳」を「７歳」に改める。

附　則

この条例は，令和４年４月１日から施行する。

提案理由

公衆浴場の脱衣室及び浴室を男女各別に利用させる年齢の基準を改めようとするものである。

議案第126号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市立学校に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市立学校に関する条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第２条の表盛岡市立繋小学校の項を削る。

附　則

この条例は，令和４年４月１日から施行する。

提案理由

繋小学校を廃止しようとするものである。

議案第 127 号

厨川地区活動センター，盛岡市立厨川児童センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称　厨川地区活動センター，盛岡市立厨川児童センター及び盛岡市立厨川老人福祉センター

2　指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地　盛岡市若園町２番２号

(2) 名　称　社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

3　指定期間　令和４年４月１日から令和７年３月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第６項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第128号

盛岡市立東中野運動広場の管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称　盛岡市立東中野運動広場

2　指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地　盛岡市東山一丁目24番15号

(2) 名　称　特定非営利活動法人テニスチャレンジいわて2020

3　指定期間　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第６項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 129 号

盛岡市立つなぎ多目的運動場の管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称　盛岡市立つなぎ多目的運動場

2　指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地　盛岡市飯岡新田６地割14番地４

(2) 名　称　株式会社いわてアスリートクラブ

3　指定期間　令和４年４月１日から令和９年３月31まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第６項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第130号

もりおか町家物語館の管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称　もりおか町家物語館

2　指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地　盛岡市南大通一丁目15番７号

(2) 名　称　特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター

3　指定期間　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第６項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第131号

盛岡市余熱利用健康増進センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称　盛岡市余熱利用健康増進センター

2　指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地　盛岡市本宮五丁目１番11号熊さんビル３階

(2) 名　称　特定非営利活動法人盛岡市水泳協会

3　指定期間　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第６項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第132号

盛岡市立津志田老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称　盛岡市立津志田老人福祉センター

2　指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地　盛岡市若園町２番２号

(2) 名　称　社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

3　指定期間　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第６項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 133 号

盛岡市立大新児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称　盛岡市立大新児童センター

2　指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地　盛岡市若園町２番２号

(2) 名　称　社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

3　指定期間　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第６項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第134号

盛岡市立城西児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称　盛岡市立城西児童センター

2　指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地　盛岡市若園町２番２号

(2) 名　称　社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

3　指定期間　令和４年４月１日から令和７年３月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第６項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第135号

盛岡市立土淵児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称　盛岡市立土淵児童センター

2　指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地　盛岡市若園町２番２号

(2) 名　称　社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

3　指定期間　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第６項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第136号

原敬記念館及び盛岡市先人記念館の管理を行う指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称　原敬記念館及び盛岡市先人記念館

2　指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地　盛岡市盛岡駅西通二丁目９番１号

(2) 名　称　公益財団法人盛岡市文化振興事業団

3　指定期間　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第６項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第137号

湯沢地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

平成28年12月22日議会の議決を得た議案第125号湯沢地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について，指定期間を次のとおり変更するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

指定期間「平成29年４月１日から令和４年３月31日まで」を「平成29年４月１日から令和９年３月31日まで」に改める。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第６項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第138号

盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

令和２年３月26日議会の議決を得た議案第41号盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定について，指定期間を次のとおり変更するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

指定期間「令和２年４月１日から令和４年３月31日まで」を「令和２年４月１日から令和５年３月31日まで」に改める。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第６項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第139号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る和解をし，及びこれに伴う損賠賠償の額を定める。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　和解及び損害賠償の相手方　　住所　盛岡市内丸８番10号

氏名　岩手県警察本部　交通部交通規制課長 [redacted]

2　和解の内容

損害賠償の額を３のとおり定め，当事者は，この他に債権債務がないことを確認した。

3　損害賠償の額　金 1,705,000円也

4　損害賠償の原因

令和３年５月28日，盛岡市天昌寺町２番地内において，公用車が後進した際，市道歩道上の信号柱に追突し，信号柱を損傷したことによる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号及び第13号の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第140号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償請求に係る和解をし，及びこれに伴う損害賠償の額を定める。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　和解及び損害賠償の相手方　　住所 [redacted]

氏名

2　和解の内容

損害賠償の額を３のとおり定め，当事者は，このほかに債権債務がないことを確認した。

3　損害賠償の額　　金 8,000,000円

4　損害賠償の原因

平成27年12月14日盛岡市立病院で手術を受けた患者の遺族から，令和３年７月13日に，盛岡簡易裁判所に対し損害賠償請求調停の申立てがあり，解決金の支払いについて調停案が示されたことによる。

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法第 292号）第40条第２項及び盛岡市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）第６条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第141号

和解について

次のとおり和解をするものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　和解の相手方

住所　東京都千代田区内幸町一丁目１番３号

名称　東京電力ホールディングス株式会社

2　事案の内容

平成23年３月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用のうち平成27年度から平成29年度に実施したものに係る損害賠償請求において，東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用について，原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ，同センターから和解案の提示があったものである。

3　和解の内容

(1) 相手方は，市に対し，賠償金として13,093,872円の支払義務を負う。

(2) 相手方は，(1) の金員を市に対し，本和解成立後14日以内に一括で支払う。振込手数料は相手方の負担とする。

(3) 本和解に定める金額を超える部分については，別途損害賠償請求することを妨げない。

(4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金について，市は相手方に対して別途請求しない。

(5) 本和解に関する手続き費用は，各自の負担とする。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第142号

市道の路線の認定，廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定，廃止及び変更するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　路線の認定

整理番号	路線名	起点	終点
Ａａ 508	上田一丁目18号線	上田一丁目 510番12地先	上田一丁目 510番７地先
Ｂｃ 419	東中野49号線	東中野字見石48番１地先	東中野字見石54番８地先
Ｂｃ 420	東中野50号線	東中野字見石41番10地先	東中野字見石41番11地先
Ｂｃ 421	東中野51号線	東中野字見石54番８地先	東中野字見石54番６地先
Ｃａ 878	向中野 285号線	向中野字東道明10番１地先	向中野字東道明39番６地先
Ｃａ 879	向中野 286号線	向中野字東道明10番９地先	向中野字東道明39番５地先
Ｃａ 880	向中野 287号線	向中野字東道明88番地先	津志田５地割45番７地先
Ｃａ 881	向中野 288号線	向中野字東道明89番15地先	向中野字東道明89番14地先
Ｃａ 882	向中野歩行者専用道25号線	向中野字道明 130番47地先	向中野字道明 179番１地先
Ｄｂ 966	上堂一丁目32号線	上堂一丁目85番８地先	上堂一丁目85番９地先
Ｄｂ 967	上堂一丁目33号線	上堂一丁目 162番14地先	上堂一丁目 162番13地先
都 4226	柿木14号線	西見前12地割 149番１地先	西見前12地割 149番９地先

2　路線の廃止

整理番号	路線名	起点	終点
Ｃｂ 457	本宮210号線	本宮字蛇屋敷36番地先	本宮字蛇屋敷24番５地先

3　路線の変更

整理番号	路線名	起点	終点	
Ｃａ 346	南仙北二丁目11号線	南仙北二丁目 228番地の15地先	新	南仙北二丁目 228番８地先
			旧	南仙北二丁目 227番地の20地先
都 4115	木伏・松島２号線	飯岡新田８地割 171番１地先	新	飯岡新田８地割75番３地先
			旧	飯岡新田６地割４番１地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第８条第２項及び第10条第３項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第143号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議について

令和４年３月31日をもって解散する陸前高田市及び大船渡市営林組合を同日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させること及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第１項の規定により協議するものとする。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第 145号）の一部を次のように変更する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合
奥州金ケ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区広域行政組合	気仙広域連合
北上地区消防組合	久慈広域連合
岩手中部広域行政組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
岩手中部水道企業団	

別表第２中「陸前高田市及び大船渡市営林組合，」を削る。

附　則

この規約は，令和４年４月１日から施行する。

提案理由

岩手県市町村総合事務組合を組織する団体について，解散する陸前高田市及び大船渡市営林組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更

することの協議に関し，地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第144号

盛岡市教育委員会の委員の任命について

次の者を盛岡市教育委員会の委員に任命したいので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第４条第２項の規定により同意を求める。

令和３年12月３日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

安　藤　泰　彦　[redacted]